

認定こども園  
幼稚園(新制度移行園)

指導検査基準(平成29年4月1日適用)

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微な違反の場合を除く。)は、原則として、「文書指摘」とする。ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

# 会計経理編

[凡例]以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

	関係通知	略称
1	平成26年9月24日条例第38条 八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	市確認条例
2	平成26年内閣府令第39号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	平26府令39
3	厚生労働省令第79号 社会福祉法人会計基準	会計基準省令
4	平成28年11月11日最終改正号外厚生労働省令第168号 社会福祉法人会計基準	会計基準省令
5	平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号通知 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて ※別紙4(財産目録)については、平成28年11月11日一部改正通知を適用する。	運用上の取扱い
6	平成28年11月11日雇児発1111第3号、社援発1111第5号、老発1111第6号通知 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について	運用上の取扱い
7	平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号通知 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について ※運用上の取扱い別紙の3(決算)に係る規定については、平成28年11月11日一部改正通知を適用する。	運用上の留意事項
8	平成28年11月11日雇児総発1111第2号、社援基発1111第2号、障障発1111第1号、老総発1111第1号通知 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について	運用上の留意事項

※ 網掛け部分の関係通知については、平成29年4月1日より適用する。

## 目 次

1 会計の区分	1
2 帳簿の整備	1
3 利用者負担額の受領	1
(1) 利用者負担額	1
(2) 法定代理受領を受けない場合	1
(3) 上乗せ徴収	1
(4) 実費徴収	2
(5) 領収証の交付	2
(6) 書面説明及び同意	2
4 社会福祉法人の会計経理	3
(1) 会計方法	3
(2) 会計原則	3

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 会計の区分	特定教育・保育施設の拠点区分は、原則として予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。	1 拠点区分は、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されているか。	1 平26府令39第33条 市確認条例第34条	1 拠点区分が、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されていない。	C
2 帳簿の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。  (例) ・実費徴収簿 ・領収証等綴り簿 など	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。	1 平26府令39第34条第1項5 市確認条例第35条	1 収支の状況を明らかにする帳簿を整備していない。  2 収支の状況を明らかにする帳簿が、一部未整備である。  3 収支の状況を明らかにする帳簿の内容が不十分である。	C  B  B
3 利用者負担額等の受領 (1) 利用者負担額	特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下(1)、(2)において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(保育料)の支払を受けるものとする。	1 支給認定保護者から利用者負担額(保育料)の支払を受けているか。	1 子ども・子育て支援法第27 条第3項第2号、第28条第2 項第2号、第3号 平26府令39第13条第1項 市確認条例第13条第1項	1 利用者負担額(保育料)の支払を受けていない。  1 利用者負担額の受領が不十分である。	C  B
(2) 法定代理受領を受けない 場合	特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る平26府令39第13条第2項に規定する特定教育・保育費用基準額(以下、「特定教育・保育費用基準額」という。)の支払を受けるものとする。	1 法定代理受領を受けないとき、特定教育・保育費用基準額の支払いを受けているか。	1 平26府令39第13条第2項 市確認条例第13条第2項	1 法定代理受領を受けないとき、支給認定保護者から特定教育・保育費用基準額の支払いを受けていない。  1 支払の受領が不十分である。	C  B
(3) 上乗せ徴収	特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供するにあたって、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、支給認定保護者から受けることができる。	1 特に必要であると認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されているか。	1 平26府令39第13条第3項 市確認条例第13条第3項	1 特に必要と認められる対価の支払いについて、定められた範囲内で設定されていない。	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 実費徴収	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育において便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を、支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用(子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ ①から④に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>1 便宜に要する費用について、該当しない費用の額の支払を受けていないか。</p>	<p>1 平26府令39第13条第4項、第36条第3項 市確認条例第13条第4項</p>	<p>1 便宜に要する費用について、①から⑤以外の費用の額の支払を、支給認定保護者から受けている。</p>	C
(5) 領収証の交付	<p>特定教育・保育施設は、(1)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>1 当該費用に係る領収証を支給認定保護者に対し交付しているか。</p>	<p>1 平26府令39第13条第5項 市確認条例第13条第5項</p>	<p>1 当該費用に係る領収証を支給認定保護者に対し交付していない。</p> <p>1 領収証の交付が不十分である。</p> <p>1 領収証の内容が不十分である。</p>	C B B
(6) 書面説明及び同意	<p>特定教育・保育施設は、(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、(4)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>1 書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。</p>	<p>1 平26府令39第13条第6項 市確認条例第13条第6項</p>	<p>1 (3)を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていない。</p> <p>1 文書による同意が不十分である。</p> <p>1 (4)を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。</p> <p>1 支給認定保護者への説明等が不十分である。</p>	C B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 社会福祉法人の会計経理 (1) 会計方法	会計基準省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。)、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。会計基準省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。 会計基準省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業を対象とする。	1 会計基準省令で定めるところに従い会計処理が行なわれているか。	1 会計基準省令第1条	1 会計基準省令で定めるところに従い会計処理が行なわれていない。	C
(2) 会計原則	次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類その附属明細書及び財産目録(以下、「計算書類等」という。)を作成しなければならない。	1 会計基準省令で定めるところに従い計算書類等の必要書類を作成しているか。	1 会計基準省令第2条、第7条 運用上の留意事項3、7	1 会計基準省令等で定めるところに従い計算書類等の必要書類を作成していない。	C
ア 真実性の原則 イ 明瞭性の原則	1 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。	2 計算書類は、資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示しているか。	2 会計基準省令第2条第1項第1号	2 計算書類について、資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示していない。	C
ウ 正規の簿記の原則	2 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。	3 計算書類は正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成しているか。	3 会計基準省令第2条第1項第2号	3 計算書類が正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成されていない。	C
エ 継続性の原則	3 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度これを継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。	4 会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度継続して適用しているか。	4 会計基準省令第2条第1項第3号	4 正当な理由なく、会計処理の原則等を変更している。	C
オ 重要性の原則	4 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。		会計基準省令第2条第1項第4号 運用上の取り扱い1		